

## つくば市スポーツ振興事業への協力要項

(趣旨)

第1条 この要項は、スポーツ・レクリエーションの振興を図る事業を主催する者への協力として広報、場所の提供、行政手続の補助等を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(協力対象者の要件)

第2条 この要項により協力を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体
- (2) 福祉関係団体、社会教育関係団体、公益法人又はこれらに準ずる団体
- (3) その組織、運営及び団体意思が明らかであり、スポーツ・レクリエーションの振興に寄与する活動実績を有し、かつ、その活動が市のスポーツ・レクリエーションの振興に沿ったものであると認められる組織としての実体がある団体  
(実行委員会などの臨時的に組織された団体を含む。)

(事業の要件)

第3条 協力の対象となる事業の要件は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 事業内容に公益性のあること。ただし、事業の参加者に対し、入場料又は参加費用等の負担を求める場合は、その費用が事業の規模や内容に応じた適正な額であって、営利を主たる目的としていないこと。
- (2) 公衆衛生及び安全対策等について必要かつ十分な設備及び措置が講じられていること。
- (3) 主催者の責任の所在が明確であること。
- (4) 市内において開催され、広く市民が参加できるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協力をしな

いものとする。

- (1) 事業が、市の行政運営に支障を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 主催者又は主催者の主たる構成員が、市に対し、つくば市不当要求行為対策要綱（平成16年つくば市告示第103号）第2条で定める行為をしたことがあるとき。
- (3) 事業が、私的な利益を目的の一つとしているとき。
- (4) 事業が、公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれがあるとき。
- (5) 事業において、特定の宗教のための活動その他宗教的活動をするおそれがあるとき。
- (6) 事業において、特定の政治家、政学者若しくは政治活動を支持し、又は反対するための活動その他政治的活動をするおそれがあるとき。

（申込み）

第4条 協力を受けようとする者は、事業を開催しようとする日の2月前（広報を必要とする事業にあつては、その周知を開始する日の3月前）までに、スポーツ振興事業協力申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 定款、規約、会則等主催者の組織を明確にできる書類
- (2) 主催者の主たる構成員の氏名、役職名等を明確にできる書類
- (3) 主催者の活動実績が確認できる書類
- (4) 事業計画書又は事業実施要項等事業の概要が確認できる書類
- (5) 事業収支予算書など事業に要する経費の内訳が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 次に掲げる者は、前項の規定による申込みをすることができない。

- (1) 前項の申込書を提出後、次条又は第6条の規定による決定がされていない者
- (2) 次条の規定により協力の決定がされ、第9条の規定による実施報告書を提出していない者

(協力の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、内容を審査し、第2条及び第3条の要件を満たすと認めるときは、協力の決定をするものとする。

2 市長は、協力の決定をしたときは、申込者に対し、協力の決定について必要な条件を付して、スポーツ振興事業協力決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(協力の不決定)

第6条 市長は、第2条及び第3条の要件を満たしていないと認められた場合は、協力をしない決定をするものとする。

2 市長は、協力をしない決定をしたときは、申込者に対し、決定をしない理由を付して、スポーツ振興事業協力不決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 協力の決定を受けた者は、当該事業を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、速やかにスポーツ振興事業協力決定事業変更等申込書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書が提出されたときは、速やかに事業の中止又は内容変更について承諾するか否かを決定し、スポーツ振興事業協力変更等決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、主催者又は事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消す理由を付して、スポーツ振興事業協力取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申込みその他不正な方法により協力の決定を受けたとき。
- (2) 第3条第1項または第2項に定める要件に反する事項が判明したとき。
- (3) 第6条第2項の定めに基づいて付した条件に違反したとき。

(実施報告書の提出)

第9条 協力の決定を受けた者は、当該協力に係る事業の終了後 30 日以内にスポーツ振興事業協力事業実施報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業収支報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

つくば市長 宛て

申込者 団体名  
(主催者) 住 所  
代表者氏名  
電話番号  
Email

スポーツ振興事業協力申込書

下記のとおり、関係書類を添えて申し込みます。

記

事業名				
事業	目的			
	内容			
	日時			
	会場			
	対象者 人数等			
	参加費			
協力を必要とする	項目	有	無	

事項（○を記入）	広報に関すること		
	施設の予約に関するこ と		
協力を必要とする 事項の具体的内容			

添付書類

- (1) 定款、規約、会則等主催者の組織を明確にできる書類
- (2) 主催者の主たる構成員の氏名、役職名等を明らかにする書類
- (3) 主催者の活動実績が確認できる書類
- (4) 事業計画書又は事業実施要項等事業の概要が確認できる書類
- (5) 事業収支予算書など事業に要する経費の内訳が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

つくばスポ第 号

年 月 日

様

つくば市長

スポーツ振興事業協力決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった下記の事業について、協力の決定をしたので通知します。

記

事業名	
決定の条件	

つくばスポ第 号

年 月 日

様

つくば市長

スポーツ振興事業協力不決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の事業については、下記の理由により協力をしない決定をしたので通知します。

記

事業名	
不決定の理由	



つくばスポ第 号

年 月 日

様

つくば市長

スポーツ振興事業協力変更等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の事業の変更等について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

事業名	
決定事項	承諾する ・ 承諾しない
承諾の条件 又は 不承諾の理由	

つくばスポ第 号

年 月 日

様

つくば市長

スポーツ振興事業協力取消通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の事業については、下記の理由により協力の決定を取り消します。

記

事業名	
取消の理由	

年 月 日

つくば市長 宛て

申込者 団体名  
(主催者) 住 所  
代表者氏名  
電話番号

スポーツ振興事業協力事業実施報告書

協力の決定を受けた事業が終了しましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

事業名	
内容	
日時	
会場	
参加人数	(うちつくば市民の数 )
参加費	
添付書類	事業収支報告書